



背景

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「本告示」という。）は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第8条に基づき、**博物館の健全な発達を図るために、文部科学大臣が策定・公表する基準**である。
- この度、「**博物館法の一部を改正する法律**」（令和4年法律第24号。以下「改正法」という。）による法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館登録制度の変更等や、改正法に係る附帯決議、**文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議等を踏まえ、本告示について所要の改正**を行うこととする。
- なお、今回、本告示について、ほぼ全ての条について実質的な内容の改正を行うことになり、かつ、相当程度の規定の追加・削除が生じるなど、現行の告示の構成を大幅に変更する部分があることから、**全部改正**とする。

主な内容

①改正法に伴う規定の見直し

- ・デジタルアーカイブに係る規定の整備
- ・文化施設としての役割に係る規定の整備
- ・地域のまちづくりや産業の活性化等の地域課題への対処に係る規定の追加

②その他社会情勢の変化に伴う規定の見直し

- ・博物館の設置者の努力義務に係る規定の追加
- ・博物館の経営に係る規定の追加
- ・博物館資料の収集及び管理等に係る規定の充実
- ・多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等に係る規定の整備
- ・利用者及び地域住民等の創造的活動への支援に係る規定の整備
- ・博物館資料についての多言語による情報提供に係る規定の整備
- ・館長及び学芸員等の配置に係る規定の充実
- ・博物館における人材の養成に係る規定の整備
- ・博物館の施設及び設備に係る規定の充実
- ・博物館における危機管理等に係る規定の充実
- ・「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の廃止

スケジュール

- 令和7年2月～ 文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループにおける検討（これまでに下記も含めて計8回開催）
- 令和7年8月19日 博物館ワーキンググループ（第2期第5回）で改正案を議論
- 令和7年9月2日 文化施設部会（第2期第3回）で改正案を議論
- 令和7年11月25日～令和8年1月4日 パブリック・コメント
- 令和8年2月24日 博物館ワーキンググループ（第2期第6回）でパブリック・コメントを踏まえた修正案を議論
- 令和8年3月31日 公布**